

越前市レンタカー利用者助成事業に必要な利用施設の領収書等について

越前市レンタカー利用者助成事業実施要領 第7 利用方法

- (3) 旅行者が利用施設のレシート又は領収書(利用施設、利用日、利用金額がわかるもの)を受け取る。

→利用証明となるものは、下表のとおりとする。

	飲食店・体験施設	宿泊施設
利用証明となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・レシート ※利用施設、利用日、利用金額がわかるもの。 ・領収証等 ※宛名がある場合は、申請者本人のものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等 ※宛名がある場合は、申請者本人のものに限る。 ※レンタカー貸渡契約書の契約者名で会社名が確認できる場合、会社名が宛名の領収書でも可 ・OTAの決済・申込等確認画面 ※OTA等で事前決済している場合 ※宛名がある場合は、申請者本人のものに限る。 ・申請者名での宿泊証明書 ※領収書等の宛名が会社名義の場合等